平成20年特定サービス産業実態調査

映像情報制作・配給業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上 の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日経済産業省

- 〇調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 〇調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しと なっていますので、記入者(企業)の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒もしくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3)金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数 (例えば、 $6.3\% \rightarrow 6\%$ 、 $1.5\% \rightarrow 2\%$) で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) **この調査は、企業単位の調査となっています。**したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」若しくは「映像情報制作・配給業務」について、「<u>あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。</u>

Ⅱ.調査対象となる企業 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類(JSIC)小分類411-映像情報制作・配給業に格付けされる企業です。

具体的には、映画制作・配給を業務として行う企業、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給を業務として行う企業、ビデオの企画、制作や発売(発売元として販売業者、ビデオレンタル店等への配給まで)を業務として行う企業、制作する映像の版権(著作権)をもたないが、撮影に協力するなどの事業活動を行っている企業及び自治体からの受注、結婚式や企業のPR映像などの制作を主業としている企業(著作権を持たない場合も含む)が調査の対象となります。

- ◆ただし、次のような業務を行う企業は当該調査の対象とはなりません。
- ① 映像情報制作・配給会社などから業務委託、業務請負などの契約形態により、映像作品の著作権を持たず情報を記録したものを製造する企業 (ビデオテープ製造業、ビデオディスク製造業などの情報記録物製造業: JSIC 細分類3296)。

② (ア)専ら映画フィルムの賃貸、ビデオのレンタル又は販売のみを行う企業(映画フィルム 賃貸業などの映画・演劇用品賃貸業: JSIC 細分類8891、(イ)レンタルビデオ業などの 音楽・映像記録物賃貸業: JSIC 細分類8892、(ウ)録画テープ小売業などの他に分類されないその他の小売業: JSIC 小分類884細分類6099)。

※上記(ア)又は(イ)を主業として営んでいる場合は、「その他の物品賃貸業調査」の対象となります。

③ 映画制作、テレビ番組制作などの一部門を専業又は主業としている企業(映画出演者あっせん業、映画フィルム現像業、タイトル書き業、ポストプロダクション業、貸スタジオ業(映画撮影・録音用)、レコーディングスタジオ、レコーディングエンジニア など)映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業: JSIC 細分類4159)。→「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査」の対象となります。

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm) をご覧ください。)

│映像情報制作・配給業(JSIC小分類番号:411)│

① <u>映画・ビデオ制作業(テレビ番組制作業を除く)</u>(JSIC細分類番号:4111) 主として映画の制作を行う事業所又は制作及び配給の両者を行う事業所並びに記録物, 創作物などのビデオ制作を行う事業所をいう。

【例示】 映画撮影所;小型映画制作業;映画制作業;ビデオ制作業

② <u>テレビ番組制作業</u> (JSIC細分類番号:4112) 主としてテレビ番組の制作を行う事業所をいう。

【例示】 テレビ番組制作業:テレビコマーシャル制作業

③ <u>映画・ビデオ・テレビ番組配給業</u>(JSIC細分類番号:4113) 主として映画,ビデオ又はテレビ番組の配給を行う事業所をいう。 フィルムの配達交換,購入などを行う事業所も本分類に含まれる。

【例示】 映画フィルム配給部 (映画制作業から独立しているもの); 映画配給業; ケーブルテレビ番組配給業; 有線テレビジョン放送番組配給業

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

亚日	那 木 市 巧		≑ a	-1	<i>→</i>	**	
番号	調査事項		記 	入	注 	意 	
1	企 業 名 及び所在地	てください。 記入してくだ	線」で抹消し なお、通称名 さい。また、 。ただし、"	、余白部分があるとる があるとる 企業名の 株式会社"	分にあなた <i>0</i> きは、正式な 「フリガナ」 などの法人	O企業の正式 は名称の後ろ については	企業の名称が違な名称を記入した()書きでカナで記入す部分及び通称
		余白部分に正式	地及び電話番 式な内容を記	号) が違っ 入してくた	う場合は該当 ごさい。また	á箇所を「横 、登記上の所	ている内容(郵 線」で抹消し、 在地ではなく、 を記入してくだ
2	経営組織及び 資本金額		 抹消し、あな	たの企業な	が該当する経	圣営組織の番	号を○で囲んで
		会社、有限会	資金額)」欄 社) 又は出資 四捨五入して	に必ず記入 金額(合道 記入して、	、してくださ 登会社、合名 ください(5:	い。なお、) 色会社、全同 チ<u>円以上1万</u>	って「Ⅱ 資本 資本金額(株式 会社)が1万円 円 未満の場合は
		1 会 社	互会社など	をいいます	0		合同会社、相特定非営利
		2 会社以外 の法人・団 体	活動法人、 法人・団体	法人格を をいいます	育する法人・ -。	団体、法人	各を有しない
		3 個人経営		や法人・国	団体組織とな	:業をいいます よっていない(固人による共
3	企業の事業 形態	「企業の事業 る番号を一つ〇 番号		ごさい 。	D区分により * 形)、あなたの ₁ 態	企業があてはま
		1 映画・	 ビデオの作品 む。)を行う:	を制作する	る業務(制作		両者を行う企
						レの制作を行	う企業をいい
		3 映画・ います		ど番組の関	記給(又は新	Ě売)のみを	行う企業をい

番号	調査事項	記入注意					
4	年間売上高	(1)「I 企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」 ① 企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではな〈経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。 なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。 ② 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。 (2)「II Iの「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」 ① 上記(1)の「I」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、「映像情報制作・配給業務(年間売上高計、国内・国外別)」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別売上高を記入してください。 ② 「映像情報制作・配給業務」の業務の内容については、本記入注意の「II.調査対象となる企業」に記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。 ③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合をそれぞれ記入してください。例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。					
		# 務 区 分					

:号	調査事項		記 入 注 意
4	年間売上高	(つづき)	
	(つづき)	業務区分 そ 情報通信業務 (映像情報制 作・配給業務 のを除く)	供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声
		業 卸 売 · 小 売 業 務	などの業務(事業) ○商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など) 及び小売業(互貨店、スーパーマーケット、専門店な
		つ ブ サービス業務	税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・ 機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・ 美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯
		その他の業務	※上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 ○農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)

番号	調査事項		記	上 入 注 意
4	年間売上高 (つ づ き)	① - 高 テ 分 と た て	上記(2)の「Ⅱ」 (国内、国外別)に レビ番組制作・配; ごとの業務種類別の なるように整数で記 なお、合計が10℃ ください。	作・配給業務」の年間売上高の業務種類別割合」 「欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売」 こついて、その内訳である(i)映画制作・配給業務、(ii) 総業務及び(iii)ビデオ(DVD)制作・発売業務の区の売上割合を、国内、国外別にそれぞれ合計が100% 記入してください。 0%にならない時は、割合の最も大きいところで調整し 配給業務」における業務種類区分の内容については、数い。
		業	務種類区分	内 容 例 示
		(i)	映画の制作・ 配 給 収 入	外別)をいい、映像情報制作・配結業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
		映画	ビデオ(DVDを 含む。)版権収入	
		制	テレビ放映権収入	○映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
		作	商品化権収入	○映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
		配給	リメイク権収入	○映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
		業	受託制作収入	給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
		務	テレビ映画制作収入	をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別) の年間売上高に占める割合
			その他	○上記以外の映画制作・配給業務による収入額で、例えば、広報映像(映画館での CM など)、産業映像制作による収入、映像ソフトの使用許諾収入(国内、国外別)などをいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
				給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合

番号	調査事項	記	入注意
4	年間売上高 (つ づ き)	(つづき) 業務種類区分 テレビ番組(テレビ	
		コマーシャ (ii) ルを含む。) テ 制作・配給収入 レ	い、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の
		番 ビデオ(DVDを 組 含む。)版権収入 制	化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)
		配 給 業 務 受託制作収入	※調査期間において制作が完了している作品の収入額をいい、著作権をもたないで制作した作品の収入も含めてください。 〇他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
		その他	業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
		(iii) ビデオ (DVDを 含む。) 制作・ 発売収入 デ	て明末「京(日中、日外川) さいい、 映像は知知
		D V ビデオ (DVDを 含む。) 版権収入	Ⅰ 販売(乳袋) Ⅰ ~得をⅢ M類(国内 国外間)をⅠ
		作 ・ 発 売 業 務	○上記以外のビデオ (DVD) 制作・発売業務(自社に著作権のあるオリジナル作品を商品化する権利等の販売 (許諾) など)による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合(企業のPRビデオ、音楽アーティストなどのプロモーションビデオ、結婚式(挙式・披露裏等)ビデオによる収入は、こちらに記入してください。)

番号	調査事項	記入注意
4	年間売と高(つづき)	(4) 「IV IIの「映像情報制作・配給業務」の国内、国外別年間売上高に占めるアニメーション作品による収入割合」 ① 上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高(国内、国外別)のうち、「アニメーション作品(映画作品、テレビ番組、ビデオ作品)」による収入額の割合を国内、国外別に記入してください。収入額(売上高)には、アニメの映画制作・配給収入、(直営映画館の配給収入)、京レビ放送用アニメ番組の制作・配給収入、アニメビデオの制作・発売収入のほか、キャラクター使用権やビデオ化権等のライセンス(権利)の使用許諾収入などが該当します。 ② 該当する収入額については消費税額を含めてください。 (5)「V IIの「映像情報制作・配給業務」の年間売上高に占めるインターネット配信に係るロイヤリティ収入の割合」上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高のうち、「インターネット配信に係るロイヤリティ収入の割合」として映像作品についてインターネットプロバイダー等のコンテンツ配信事業者への上映権、頒布権等の使用許諾による収入額がある場合、その収入割合を整数で記入してください。
5	映画・テレビ番組のではできます。	(1)「I 映画制作本数、配給本数(作品数)」 ① 「映画制作本数(作品数)」は、過去1年間(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)において制作が完了した本数を下記の作品区分に従って記入してください。自己資金による制作は、出資制作に記入してください。 ② 「映画配給(著作権等の権利のあるもの)本数(作品数)」は、次頁の作品区分に従って、邦画、洋画別に過去1年間(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)において劇場(映画館)等に配給した作品本数を記入してください。 (2)「II テレビ番組制作本数、配給本数(タイトル数)」 ① 「テレビ番組の制作本数(受託制作を含む。)及び配給本数」は、連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数えてください。 ② 「テレビ番組の制作本数(受託制作を含む。)」は、養作権をもたない制作作品であって、第次によいて制作が完了した本数を次頁の作品区分に従ってタイトル数で記入してください。 ③ 「テレビ番組(著作権等の権利のあるもの)の配給本数」は、テレビ放送局(地上波、BS、CS、CATVなどの放送事業者。)へ配給した作品のタイトル数で記入してください。

番号	調査事項		記	入 注 意				
5	映画・テレビ 番組及びビデオ(DVDを含む。)制作本数、発売(プリント)本数」 ① 「ビデオ(DVDを含む。)の制作本数」(受託制作を含む。)は、連続ドラシリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数えてくだる ② 「ビデオ(DVDを含む。)の発売(プリント)本数」は、レンタル又はセルトの発売用にプリント(「複製」をいう。以下同じ)したカセット及び口の総本数(ただし、返品を差し引いた本数)をいいます。したがって、クス(1ボックスにカセット10本入りなど)による発売の場合は、カト数により本数を数えてください。 ③ 「ビデオ(DVDを含む。)制作本数及び発売(プリント)本数」は、過去1年成19年11月1日から平成20年10月31日まで)のビデオ制化(受託制作を含む。)及びビデオ発売(プリント)本数(返品を差し引本数)を作品区分に従って記入してください。 なお、「ビデオ(DVDを含む。)制作本数及び発売(プリント)本数」には、のPRビデオ、意楽アーティストなどのプロモーションビデオ、結婚式(業式裏等)ビデオは含めないでください。							
		作品区分 I.映画制作本数 劇場用映	、酢	内容 例 示 記給本数 (作品数) ○劇場用の劇映画、アニメーション映画 ○劇場用の劇映画 (実写版)				
		出資制	作	○自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用 の劇映画				
		共同出資制 受 託 制		○共同出資により制作した劇場用の劇映画○受託制作により制作した劇場用の劇映画				
		アニメーシ: 出資制		○劇場用のアニメーション映画(動画版) ○自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用 のアニメーション映画				
		共同出資制	計作	○共同出資により制作した劇場用のアニメーション映画				
		受託制	作	○受託制作により制作した劇場用のアニメーション 映画				
		教 育 映	画	○学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画				
		記 録 映 そ の	画他	○ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画 ○上記以外の映画				

番号	調査事項			———— 記			意	
5	映画・テレビ	(つづ	_ /	.			-	
	番組及びビデ		F 品 区 5			内 容	例 ***\	示
	オ制作本数等		テレビ番組制			(/ グイ トル	/剱)	
	(つづき)		注1. テレビコ [.] 注2. 1本のf			上巻 太子コスト	ナノセナ	
			圧2. 1本の1 「ド ラ					送を目的に制作さ
					れたもの)	() [[]]	<u> </u>	
			アニメーシ			ョン番組(同	1 F.)	
						タリー番組(•	
			芸能·趣味·	教養 〇	芸能・趣味	教養番組	(同上)	
			音	楽 ()	音楽番組(同上)		
			スポー	ッし	スポーツ番	組(同上)		
			そ の			番組 (同上)		
		III.	ビデオ(DV	D を含む	3。)制作本	数、発売(プリン	ト)本数
					劇場用の邦	画(劇映画又	はアニ	メーション映画)
			劇場映画(邦	1 ~				てビデオ化 (DVD
					など) した	作品		
			劇映	画〇	劇場用劇映	画(実写版)		
			アニメージ	ション	劇場用アニ	メーション映	と画 (動画	町版)
								メーション映画)
			劇場映画(注	,			デオとし	てビデオ化 (DVD
					など)した			
			劇映		劇場用劇映画	<u> 囲 (</u>		다녀
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			作されたドラマ番
			 テレビ番					、レンタル又はセ
					•			など)した作品
			ドラ		ドラマ番組	0 (=) . ,	3 (2 , 2	0 C / 0 / C / III
					アニメーシ	ョン番組		
			その	他〇	上記以外の	番組		
			オリジナルビ	デオ 〇	レンタル又	はセルビデス	† (DVD	を含む。)専用と
			作	品	して制作し	た映画などの	作品	
			映画、ド	゚ラマ゚	オリジナル	ビデオとして	制作した	映画、ドラマ作品
			音楽 · B					た音楽・BGV(バッ
			カラオ			`オ)・カラオ [͵] ビデオレレフ		た芸能・趣味・教
			云 能 * 虺 教	- · ·	オリンテル 養作品	L / A と し !	へ向手し	に 女 化 ・ 一
						ビデオとして	て制作し	た学校教育、社会
			教 			教育など教材		
			スポー					こスポーツ作品
			アニメージ	フヨン 📗	オリジナル 作品	ビテオとして	て制作し	たアニメーション
			その			 オリジナルビ	 ごデオ作品	
		L	, , , , , , ,	<u> 1 </u>		· , · , , . · ·	2 · • H	

番号	調査事項		記 入 注 意
6	年間営業費用 及び年間営業 用固定資産取 得額	① 年間営業費 年10月3 なお、当 最も近い決 ② 年間営業費	全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」 費用については、企業全体で平成19年11月1日から平成20 31日までの1年間にかかった費用について記入してください。 当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、 決算日前の1年間の営業費用を記入してください。 費用には、消費税額を含めて記入してください。 費用は、次の区分に従って記入してください。
			費用例示 ○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。
		制人件費作をの他の制作費	ください。ただし、自社の従業者の人件費は含みません。 ○人件費以外の制作費用(原作・脚本料、機材・資材費、現
		配給権獲得国外費配収支払費	○国内の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティ(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。 ○海外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時
		版権国内獲得	さい。 ○海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデ

番号	調査事項	記入注意	
6	年間営業費用 及び年間営業	(つづき) 費用区分 費 用 例 示	
	用固定資産取得額(つづき)	費用区分 費用 例示 ○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、 広告宣伝費 ゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支)費を含む。)を記入してください。	
		減価償却費 ○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置な 償却費を記入してください。	どの
		 土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年 土地・の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金 含めてください。 	
	※「賃借料」の 「機械・装置」 は、20年調査 から「情報通信	 (す) 機 報 の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置 ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電 算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュー	子計ータて業
	機器」と「その他」に分割されました。	装 そ ○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用を	務
		○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以 ものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通 消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、 金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱 派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料が	費、寄付費、
		※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記えてださい。提益計算書との関係は16頁を参照してください。 (2)「II 企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税格む。)」 ① 「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日が成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中さ建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計「0」を記入してください。 ② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。	夏を含 いら平 い品、 十欄に

番号	調査事項	記入注意
6	年間営業費用 及び年間営業	(つづき) ③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。
	用固定資産取	資産区分 資産例示
	得額(つづき) ※「有形固定資	機
	産」の「機械・設備・装置」は、20 年調査から「情報通信機器」と 「その他」に分	a ・ そ ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、器械、設備、装置、備品などの購入に要した費用 (情報通信機器を除く)
	割されました。	定
	※「無形固定資	建物・
	産」は、20年調査からの新規調査項目です。	○物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は 経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、 ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、 電話加入権、営業権など
7	従 業 者 数	(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。 (2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。 (3) 「I 企業全体の従業者数」 企業全体の従業者数について、以下に従って記入してください。 ① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 なお、貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。) ② 上記①において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 ③ 「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 ④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。

番号	調査事項			入 注		
7	従 業 者 数	(つづき)				
	(つづき)	⑤ 従業者の各区分の	り内容は以下			
		雇用形態区分		内 容	例 示	
					営の事業主で、実	₹際にこの事
				客に従事してい を従業者には	、 _{の人} 個人業主の家遊	三元 任会
		① 個人業主(個人			一個八条主の家房 接際に常時従事し	
		•			こ雇用者並みの賃	
		及び無給の			雇用者欄 に記入し	
		家族従業者	※調査事項の	の「2 経営組織	歳及び資本金額」	闌で、 「3個
					こ記入してください	I .
				· · · =	2 会社以外の治	
				に 場合には、 (、 機に記入して	②有給役員」欄カ ・ください。	
			 ○個人経営↓	以外の場合で、	経営組織が「会	:社」、「会社
				· · · · · · -	2員(常勤、非常	
					いを受けている	· ·
		②有給役員			っても、事務職員 光き一般職員と同	
			**		ルる一般 楓貝 こ門 いる人は「常用層	
					こだ単に名目的で	
				-	ていない人は除い	
			○一定の期間	間を定めずに履	雇用されている人	、、又は1か
		常用雇用者			雇用されている人	
]にそれぞれ18	3日以上働き
		③一般 江社員、		用されている丿	<u> </u>	「工職号」わ
		正職員などと		ョのりら、 ^{一版} 1ている人	スに「正任貝」、	「正概貝」な
		呼ばれてる人	2 2 7 1011			
		@/ % — F 、			设に「正社員」、	
	※「就業時間換	アルバイトなど			外で、「嘱託」、「	I .
	算雇用者数」 は、20年調査				それに近い名称で呼ばど」に記入した後	
	からの新規調	※(就業時間換			まといこ記入したが ·貴企業の所定労	
	査項目です。	算雇用者数)			数(下記(※)参照	
		⑤臨時雇用者	 ○「常用雇戶	用者」以外の履	雇用者で、1か月	以内の期間
		(常用雇用者以外 の雇用者)	を決めて履	雇用されている	人又は日々雇用る	されている人
				 人業主 欄から		 月者」欄に記
		(①から⑤の合計)		と に に に に に に に に に に に に に に に に に に に		
		総計(①~⑤の	○「① 個」	 人業主」欄から	5 (5) 臨時雇用	 月者 欄に記
		合計)のうち、別			社など別経営の企	
		経営の企業に派			青けとして他の会	会社など別経
		造している人		で働いている人		
		(※)就業時間換算雇 所 例えば、1週間			トが4人いス担	今 は 「のパー
		例えは、1 週间ト・アルバイト」				
		時間であれば、2		· -		
		ープリスタイプ	000000000	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

調査事項	į	記	入	注	意	
	(つづき)					
	総計のほかに 経営の企業か 派遣されている	A し 出向	た人のほか・派遣され	ている人	会社など別経	用者」欄に記 営の企業から して他の会社 人
	(4) 「II 「映像作	青報制作▪配	給業務」の部	祁門別事業	従事者数」	
	① 「映像情報制	作・配給業	務」 に携わる	事業従事	者数(※参照	() を部門別に
	入してくださ	い。1人で	複数の業務	を兼ねてい	ヽる場合でも	、その人の主
	る業務(例えば	ば、就業時間	間数の多か・	った部門)	で区分してく	ださい。
	(※) 事業従	事者数とは、	、 従業者数	(「I」欄(の総計)から	,「別経営の台
	に派遣して	ている人」を	を除き、「別	経営の企業	業から派遣さ	れている人」
	含めた人数	女をいいます	-。ただし、	別経営の企	2業から派遣	されていても
	像情報制作	乍·配給業務	」以外の業績	と 後事し	ている人は除	きます。
	② 別経営の企	業から派遣	されてきて	いる人で、	「映像情報制	J作·配給業務
	従事している。	人について	も部門別に	記入してく	ださい。	
	③ この欄では、	「映像情報	剐制作∙配給	業務」 に携に	わる事業従事	4者数を記入し
	頂きますので、	、調査項目。	との関連では	は下記の関	係による人数	女となります。
		の分类を数	₩ = ⊥(① €	\ ^ \=\	「別経営の企	· * '-
			1別終帝の4	> * * 7\		
			「別経営の①			·
					重されている人 数(事業従事	·
		像情報制作	・配給業務」	に携わる人	数(事業従事	者数)
	うち、「映	像情報制作 送事者数は、	・配給業務」 次の部門[に携わる人 区分に従っ	数(事業従事 て記入してく	煮数) ださい。
	うち、「映 ④ 部門別事業? (注)以下の各前 は、「総計の	像情報制作	・配給業務」 次の部門[2、別経営の の企業から	に携わる人 区分に従っ 2 企業から 派遣されて	数(事業従事 て記入してく 派遣されてい	表数) ださい。 える」につい うち、「映像灯
	うち、「映 ④ 部門別事業? (注)以下の各前 は、「終計の 制作・配給業	像情報制作	・配給業務」 次の部門[2、別経営の の企業から	に携わる人 区分に従っ 2 企業から 派遣されて	数(事業従事 て記入してく 派遣されてい	表数) ださい。 える」につい うち、「映像り
	うち、「映 ④ 部門別事業? (注)以下の各前 は、「総計の 制作・配給業 まい。	像情報制作	・配給業務」 次の部門『 2、別経営の の企業から 手している	に携わる人 区分に従っ 2企業から 派遣されて 数をうち	数(事業従事 て記入してく 派遣されてい いる人」の 数で各部門別	表数) ださい。 える」につい うち、「映像!!
	うち、「映 ④ 部門別事業? (注)以下の各前 は、「終計の 制作・配給業	像情報制作 送事者数は、 3門の「うち 他に別経営 後務」に従事	·配給業務」 次の部門[2、別経営の の企業から よしている]	に携わる人 区分に従っ 2企業から 派遣されて 数をうち 容	数(事業従事 て記入してく 派遣されてい いる人」の 数で各部門別 例 示	煮数) ださい。 える人」につい うち、「映像り 」に記入してく
	うち、「映 ④ 部門別事業? (注)以下の各前 は、「終計の 制作・配給業 さい。 部門区分	像情報制作 送事者数は、 3門の「うた 他に別経営 3人に従	: 配給業務」 次の部門。 2、別経営の の企業から 手している 内 、総務、企	に携わる人 区分に従っ 2企業から 派遣されて 数をうち 容 画、人事、	数(事業従事 て記入してく 派遣されてい いる人」の 数で各部門別 例 示	煮数) ださい。 える人」につい うち、「映像り 」に記入してく
	うち、「映 ④ 部門別事業很 (注)以下の各部 は、「総計の、制作・配給業 さい。 部門区分 管理・営業	後情報制作 注事者数は、 3門の「うち 他に別経営 後務」に従事 ○一般に の業務	:配給業務 次の部門 2、別経営の の企業から 上ている 内 、総務、企 に従事する	に携わる人 区分に従っ 企業から 派遣されて 数をうち 一 画、人事、 人	数(事業従事 て記入してく 派遣されてい いる人」の 数で各部門別 例 示 経理、予算	煮数) ださい。 える人」につい うち、「映像!」 に記入してく 及び営業など
	うち、「映 ④ 部門別事業(注)以下の各部 は、「総計の、制作・配給業 さい。 部門区分 管理・営業	像情報制作 送事者数は、 3門の「うち 他に別経覚 3門の「うち 他に別経覚 3 一般に の業務し ※有給役	: 配給業務 次の 経営 の の企業いる	に携わる人 区分に従っ 企業されて、 数をうち 画、人 「映像情報	数(事業従事 て記入してく によされてい いる人) 門別 例 示 経理、予算 制作・配給業	煮数) ださい。 える人」につい うち、「映像 が しに記入して く 及び営業など
	うち、「映 ④ 部門別事業領 (注)以下の各部 は、「総計の 制作・配給業 さい。 部門区分 管理・営業 部門	像情報制作 送事者数は、 3門の「多賞 2門の「経賞 2	: 配給業務 次の経営が の企している。 一次のでは、 一次のでは、 一ので	に携わる人 区分に従っ 企業さえ 変を 本 画、人 映像情報 に対めてくだ	数(事業従事 て記入してく いる人」の 数で各部門別 例 示 経理、予算 制作・配給業 さい。	煮数) ださい。 込人」につい うち、「映像灯 した記入してく 及び営業など
5、別経	 うち、「映 ④ 部門別事業(注)以下の各部は、「総計の制作・配給業ない。 部門区分 管理・営業 部門区分 	像情報制作 注事者数は、 沙門の「多賞 独に別経従 一 の業給役員 営の企業か	: 配給業務 次の経営の の企工、 一次の のでして、 一次の のでして、 一次の のでして、 一次の のでして、 一次の のでして、 一次の のでして、 一次の のでして、 一次の のでして、 一次の のでして、 一次の のでして、 一次の でして、 に うっこここでして、 に うっここでし うっここでして、 に うっここでして、 に うっここでして、 に うっここでして、 に うっここでして、 に うっここでして、 に うっここでして、 に うっここでして、 に うっここでして、 に うっここでし うっここでし っ こ っ こ っ こ っ こ っ に う っ こ っ こ っ こ っ こ っ こ っ こ っ こ っ こ っ こ っ	に携わる人 区分 業さえた 溶 水 水 水 水 水 水 水 水	数(事業従事 て記入してく 派遣る人」の 数で各部門別 例 示 経理、予算 制作・配給業 での部門区分に	煮数) ださい。 える人」につい うち、「映像灯 人に記入してく 及び営業など みび営業など
業から	うち、「映 ④ 部門別事業部 は、「終計の 財佐・配 制作・配 を配 ・配 ・配 ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の	像情報 制作 送事の () 経済 他 後 一の有る役員 営の企業か 「 図の 「 図 「 の 「 で 「 で で 「 で 「 で で 「 で 「 で で で で で で で で	・配給 ※ 部と ※ の ※ の ※ の ※ の ※ の ※ の ※ の ※ の	に携わる人 公介 会 な な な な な な な な な な な な な	数(事業従事 て記されての) といる人」の別 例 示 経理、予算 制作・配給業 さい。 の部門区分((コマーシャ	煮数) ださい。 込人」につい うち、「映像灯 した記入してく 及び営業など
業から れてい	 うち、「映 ④ 部門別事条部 (注)以下の後計の 制作・ 配 門 区 労 管 理 ・ 営 門 ※うち、別経 企 画 門 	像情報制作 送事者 (・ では、・ では、	に携わる人 な企 変 変 変 変 変 変 の の の の の の の の の の の の の	数(事業従事 て記されれての) 数で含金部門別 例 示 経理、予算 制作・配給業 の部門区分((事する人	大さい。 たさい。 える人」につい うち、「映像」 及び営業など 及び営業など でも同じ かで含む。)、
業から れてい 、20年	うち、「映 (注) 以「終記 以「後記 対に・。 区 営 門 を	像情報 (本事の) (大) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	に 携 た な 変 変 変 本 さ な な な な な な な な な な な な な	数(事業従事 て配する人) の 別 例 経理、予算 制作・配給業 の部門区分(事する人) で (事する人) で (事する人) で (コマンヤーシャ	煮数) ださい。 込み」についた うち記入 及び営業など 及び営業など ルを含む。)、 ルを含む。)、
業から れてい 、20年 らの新	うち、「映 ・	集情報 数 5 度	・ ない・ な	に 携 た な 変 変 本 を を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	数(事業 従事 て 記載 る人 記述 る人 部	大さい。 たる人」「映像」 うち、「大きな」 及び営業など 及び営業など ルを含む。)、 ルを含む。)、
業から れてい 、20年	うち、「映 ・	像情報 数 5 	*** *** *** *** *** *** *** ** ** ** **	に 数 を 変 変 本 を 変 本 を で を な かれ を の の の の の の の の の の の の の	数(事業 は ま く い の) 数	煮数) ださい。 込み」についた うち記入 及び営業など 及び営業など ルを含む。)、 ルを含む。)、
から てい 20年 の新	うち、「映 第 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	集 	これのこれのこれのこれのこれのではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは<td>に</td><td>数(事業 は ま く い な) を</td><td> 煮数 ださい。 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6</td>	に	数(事業 は ま く い な) を	煮数 ださい。 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6
まかい、20年 るの新	うち、「映 第 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	像情報 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	*** *** *** *** *** *** *** ** ** ** **	に、分金遺を	数(事) くいの別 記載る人。部 所) でなる人。部 所) の部で、の部門のカーマーののので、事ののので、で、のののので、で、ののののでは、で、のののでは、で、のののでは、で、のののでは、で、ののののでは、で、ののののでは、で、ののののでは、で、ののののでは、で、ののののでは、で、ののののでは、で、のののでは、で、のののでは、で、のののでは、で、で、で、で	煮数 だる人」「 吹して うち記 び を 担 当 す こつい を含 む。)、 ル を 含 む。)、 ルルを 含 む。)、 ルルを かん
かてい年の新	うち、事後配 (注) はしている 関門で (注) はしている では、 (注) が、 (集 	*** *** *** *** *** *** *** ** ** ** **	に 分企遺を	数(事) (事) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	煮数 だる人」「 吹して うち記 び を 担 当 す こつい を含 む。)、 ル を 含 む。)、 ルルを 含 む。)、 ルルを かん

くく参考資料>>

当該調査項目「営業費用」と損益計算書との関係

損益計算書		The same of the sa	7
惧 血 可 异音		特定サービス産業実態調査	
/ <u></u>		における営業費用項目	
(自 平成××年×月×日 至平成××年×月×日)		(映像情報制作・配給業関係の場合)	1
売上高 売上原価 (「原価計算」により計上されている費用項目)	×××		」 <u>※</u> 販管費の
元上原価 (「原価計算」により計上されている賃用項目) 以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目	×××	 	** 敗官負り 費用項目で
		 	あっても「売
費やした自らの労力 ・人件費			上原価」に
・八叶貞 など		「給 <u>与支給総額」</u> 	含まれてい
,		 	る費用項目
他から有償で仕入れたサービスやノウハウ		 	があります。
・制作費(出演者(俳優など)に支払った出演料)			
・制作費(出演者等の旅費・交通費)		制作費」の「人件費」	
		「制作費」の「その他」	,
·外注費		「外注費	
·減価償却費(※)		「減価償却費」	}
• 賃借料		「賃借料」 	
・消耗品費		「その他の営業費用」	
・上映権、頒布権に関する著作権使用料		「配給権獲得費」(国内又は国外)	1
・映画制作業者に支払った費用 ・ビデオ化のための版権を得るため支払った費用		「配収支払費」 	-
		「版権獲得費」	
・上記以外の著作権使用料		「その <u>他</u> の営業費用↓	1
など		 	
本 L 公利 H			1
売上総利益	×××		1
匹士			4
販売費及び一般管理費(販管費)	×××		,
以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目 販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料			
		「給与支給総額 <u>」</u> 「給与支給総額」	
工业 		<u> 拍子又拍応領] </u>	ļ
		「炒片土炒炒垢」	
_ J =		「給与支給総額」	
- ½ =		「 <u>給与支給総額」</u> 「給与支給総額」	
賃金 手当 賞与 外注費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」	
_広告宣伝費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」	
広告宣伝費 減価償却費(※)		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「滅価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「滅価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費 旅費(従業員に限る)		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費 旅費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る)		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費 旅費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 通信費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費 旅費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 通信費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費 旅費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 通信費 光熱費 消耗品費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費 旅費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 通信費 光熱費 消耗品費 租税公課		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費 旅費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 通信費 光熱費 消耗品費 租税公課		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「小生費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費 旅費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 通信費 光熱費 消耗品費 租税公課 修繕費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費 旅費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 通信費 光熱費 消耗品費 租税公課 修繕費		「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「小生費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」	
広告宣伝費 減価償却費(※) 不動産賃貸料 販売手数料 荷造費 運搬費 見本費 保管費 納入試験費 福利厚生費 販売及び一般管理部門関係の交際費 旅費(従業員に限る) 交通費(従業員に限る) 通信費 光熱費 消耗品費 租税公課 修繕費	×××	「給与支給総額」 「給与支給総額」 「外注費」 「小生費」 「広告宣伝費」 「減価償却費」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」	

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査

票には記入することになります。 ※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が特掲されていますが、「売上原価」の中にも「「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。